

温泉部会の決議事項報告について

大阪府環境審議会温泉部会報告書

大阪府環境審議会温泉部会長

平成18年11月21日に開催された大阪府環境審議会以降、別紙のとおり平成19年2月8日に温泉部会を開催し、知事から諮問のあった温泉法第28条に定める事項について審議を行い、同日付で大阪府環境審議会会長から知事あてに答申を行ったので、「大阪府環境審議会温泉部会運営要領」第3条第6項の規定に基づき報告する。

なお、「大阪府環境審議会条例」第6条第7項及び「大阪府環境審議会温泉部会運営要領」第3条第5項の規定に基づき、温泉部会の決議を大阪府環境審議会の決議とした。

平成18年度第2回大阪府環境審議会温泉部会
(平成19年2月8日 場所: プリムローズ大阪)

	申請地	申請者	答申内容
温 泉 掘 削	茨木市清水一丁目 580番	山口建設株式会社	本申請については、許可することに支障ないものと認める。
	大東市大字龍間 1218番	株式会社 山西サク井設備	本申請については、許可することに支障ないものと認める。
	大阪市生野区巽中 一丁目347番1	石田工業株式会社	本申請については、500m以浅にストレーナーを設置しないことを条件に許可することに支障ないものと認める。
	東大阪市高井田本通 五丁目18番	株式会社 山本進重郎商店	本申請については、600m以浅にストレーナーを設置しないことを条件に許可することに支障ないものと認める。
	高石市綾園四丁目 491番1	株式会社 エヌ・アイ・エス	本申請については、許可することに支障ないものと認める。

	寝屋川市池田中町 184番1	株式会社 ラ・カーブ コーポレーション	本申請については、許可することに支障ないものと認める。
動 力 裝 置	堺市堺区築港八幡町 1番1	新日本製鐵株式会社	本申請については、許可することに支障ないものと認める。
	東大阪市稲葉一丁目 573番24	医療法人 孟仁会	本申請については、許可することに支障ないものと認める。
	大阪市住之江区南港北 一丁目38番1	株式会社 アーバンコーポレーション	本件申請の動力装置については、提出された段階揚水試験等を審査した結果、適正揚水量を決定するに足りる内容と認められず、揚水ポンプ出力の評価もできないことから、許可することは適切でない。

計9件